

## 「中1不登校調査」再考

—エビデンスに基づく未然防止策の提案—

Reconsideration of ‘The Research on Non School Attendance in Grade 7’  
: Recommendation of Proactive Intervention Based on Evidence

滝 充\*

TAKI Mitsuru

**Abstract**

The number of Non School Attendance in primary and junior-high schools, increasing nationwide for several years, turned to decrease after the peak in 2001 and kept a gradual decrease for four years. However, it increased again in 2006 and 2007. The different situation from the 1990s is that the recent increase is not nationwide but some prefectures have kept their gradual decrease. It suggests that some prefectures executed effective intervention to reduce the number of Non School Attendance but that others did not.

The intervention of Non School Attendance can be classified in two ways, reactive and proactive. The former is the reaction against Non School Attendance children with mainly psychological care and supports them to come back to school and society. The latter is the proactive action against School Attendance children and reduces the number of Non School Attendance. However, the differences between them were not recognized before ‘The Research on Non School Attendance in Grade 7’ by NIER. It means that the intervention of Non School Attendance was mainly the reactive way.

This article will reconsider ‘The Research on Non School Attendance in Grade 7’ by NIER and recommend what the intervention against Non School Attendance should be.

**はじめに**

文部科学省が毎年行っている『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』（いわゆる『問題行動調査』）によれば、全国の小中学校の不登校児童生徒数は、平成13年度の小学校26,511名、中学校112,211名、計138,722名をピークに、平成14年度からの4年間は漸減傾向に転じ、平成17年度には小学校22,709名、中学校99,578名、計122,287名になった。しかしながら、平成18年度からは再び漸増傾向となり、平成19年度は小学校23,927名、中学校105,328名、計129,255名へと増加している。ただし、平成13年度までと異なるのは、一部の都道府県においてはこの2年間についても減少傾向が続いており、都道府県による差が際だってきた点である。もちろん、減少しなかった都道府県が不登校対策に取り組まなかったとは考えにくい。平成18年秋のいじめの社会問題化の時期を除けば、ほとんどの学校関係者にとって不登校対策は生徒指導上の最優先課題のはずだったからである。そうであるとすれば、都道府県教育委員会や市町村教育委員会、あるいは学校が実施し

---

\*生徒指導研究センター総括研究官

てきた対策の違いにより、増加か減少かが分かれたものと考えられよう。すなわち、不登校児童生徒数の減少に結びつく対策と、結びつかない対策とで明暗が分かれたものと考えられる。

本稿では、国立教育政策研究所生徒指導研究センターが平成14年度から16年度にかけて実施した「中1不登校調査」を取り上げ、それが明らかにしたエヴィデンス evidence（科学的な根拠）、そしてそれに基づいて提言された対策例、さらにその対策の実効性を紹介しつつ、「中1不登校調査」という研究が教育政策や教育実践に何をもたらしたのかを再考したい。そうすることで、不登校児童生徒数の減少を目的とした対策はどうあるべきかを、改めて提示できると考えるからである。

## 1. 問題の所在

### (1) 事後的な対応と未然防止の対策

不登校対策と一口に言うものの、そこには対象や目的を大きく異にする二通りの対策が存在している。一つは、「不登校になった児童生徒」を対象とするもので、主に心理的なケア等によって学校復帰等を支援する取組である。これを、事後的になされる「不登校児童生徒対応」と呼ぶことにする。もう一つは、不登校児童生徒の出現を抑えることで不登校の減少を目指す取組で、「不登校になっていない児童生徒」や「不登校になる前の児童生徒」を対象とするものである。これを、未然防止のための「不登校問題対策」と呼ぶことにする。

しかしながら、平成15年の『中1不登校生徒調査（中間報告）』の公表以前には、後者の未然防止の「不登校問題対策」を具体的な形で提案した例はなく、そもそも両者を明確に切り分けて考えることの必要性すらきちんとは理解されていなかった可能性が高い。そのように言い切る根拠は、平成4年3月の「学校不適応対策調査研究協力者会議」による報告書が出た後、平成15年4月の「不登校問題に関する調査研究協力者会議」による報告書が出るくらいまでの十年ほどの間、都道府県教育委員会や市町村教育委員会、あるいは学校が行った不登校対策の多くが、前者の事後的な「不登校児童生徒対応」か、せいぜいその延長線上の取組にとどまり、それらとは一線を画す未然防止の「不登校問題対策」に関心が向けられることは稀だったからである。<sup>(1)</sup>

こうした不登校対策の偏りは、その十年ほどの間に不登校の数がそれ以前と変わらぬペースで増加し続け、結果的に倍増してしまったことと無関係ではなかろう。なぜなら、事後的な「不登校児童生徒対応」で不登校が減ることは、あまり期待できないからである。その理由は次項で説明するとして、不登校の数が減る兆しがなかったにもかかわらず、十年にもわたって事後的な「不登校児童生徒対応」が不登校対策の中心であり続けたのはなぜなのだろうか。

当時、義務教育段階で不登校になった児童生徒に対して、なにがしかのケアが必要と考えられていたことは言うまでもない。しかしながら、そうしたケアの必要性が強く意識されたことだけで、事後的な「不登校児童生徒対応」中心の不登校対策が続いたとは考えにくい。むしろ、そこにはある種の「誤解」、そうしたケアを充実させていけば不登校も大きく減っていくに違いないという認識が存在し、それが不登校対策の見直しを遅らせてきた原因と考えるほうが自然なのではないか。

この見方を裏付けるものとして、その時期、いくつもの自治体が、不登校を減らすための施策と銘打って、自治体裁量によるスクールカウンセラー等の増員を行ったことを例にあげることができよう。そして、近年、不登校児童生徒数が再び増加に転じているのも、そうした「誤解」に近い認識に基づいた施策が繰り返されていることと無関係ではあるまい。<sup>(2)</sup> さらに、行政レベルから学校関係者、とりわけ不登校児童生徒対応に直接携わっている人々に目を転じると、「事後的な対応の充

実こそが、不登校を減らすことも含めた最善の不登校対策である」といった認識が、彼らの自負心とともに、未だ根強いことも窺える。

## (2) 2つの不登校対策と不登校児童生徒数

しかしながら、先に触れたとおり、事後的な「不登校児童生徒対応」、すなわち不登校になった児童生徒に対するケアが不登校の大幅な減少をもたらすということは、あまり期待できない。そもそも「不登校児童生徒数」というのは、30日以上長期欠席をした児童生徒のうち、その理由が「不登校」に当たる者を指す。マスコミを賑わすのは、前年度分のそうした数字の増減の話である。一方、事後的な「不登校児童生徒対応」というのは、やはり欠席日数が30日を超えたか、若しくは超えそうになっている、今年度の児童生徒を対象になされることが普通である。

この事後的な「不登校児童生徒対応」と「不登校児童生徒数」の関係は、次のようになる。1人の児童生徒の欠席日数が30日を超えると、その時点で不登校児童生徒が1人として数えられる。たとえ、この児童生徒が適切な対応によって年度内に再登校できたとしても、この数自体は消えない。もちろん、登校状態が翌年も続けば、翌年度の不登校児童生徒は今年度と比べて1人減る。だから、事後的な「不登校児童生徒対応」が「不登校児童生徒数」の減少に貢献しないわけではない。だが、それは「±0」となるだけで、大きく減りはしない。反対に、この児童生徒の不登校状態が翌年度まで継続しても、数は増加しない。前年度と同じ1人分として数えられるだけだからである。つまり、新たに不登校になる児童生徒がいなければ、「不登校児童生徒数」は増えないのである。

誤解の無いように断っておくが、筆者は事後的な「不登校児童生徒対応」が無意味であるとか不要であると主張したいわけではない。どのような未然防止策を講じたところで、ある程度の不登校児童生徒は出現してこよう。そうした児童生徒のケアは必要である。一方、「不登校児童生徒数」を計上することが無意味であるとかそれに基づく議論が不毛であると主張したいわけでもない。この数字が不登校という視点で切り取られた学校教育の課題を示す一指標であることは間違いない。その増減を問題にすることは重要である。しかし、両者を安易に結びつけ、まるで事後的な「不登校児童生徒対応」が「不登校児童生徒数」の大幅な減少をもたらすかのような「誤解」とも言える認識に立った不登校対策のみを展開し、未然防止のための「不登校問題対策」が後回しにされてきたことで、結果的に、不登校の児童生徒を増やし続けてきた自治体が少なくないとしたら、その不見識は改められ、適切な施策が講じられるべきであろう。

「不登校児童生徒数」、事後的な「不登校児童生徒対応」、未然防止の「不登校問題対策」という三者の関係を正しく理解してもらうために、あえて極端な例を示そう。新たに不登校にならない画期的な未然防止の「不登校問題対策」が見つかったと仮定する。この時、事後的な「不登校児童生徒対応」を一切行わなかったとしても、9年後には小中学校の「不登校児童生徒数」はゼロになる。なぜなら、中学校を卒業する年齢になれば、不登校児童生徒として数えられることはないからである。つまり、中学校3年生の不登校児童生徒が学校復帰できるかどうかとは無関係に、その分の数字は、毎年、必ず減る。不登校状況が解消したかどうかというのは、不登校児童生徒にとっても、事後的な「不登校児童生徒対応」を行う者にとっても、極めて重大な問題であろう。ところが、「不登校児童生徒数」の増減という点だけで見れば、それは必ずしも大きな問題ではない。「不登校児童生徒数」を直接に減少させるのは、新たに不登校になる児童生徒に対してであれ、前年度の不登校児童生徒に対してであれ<sup>(3)</sup>、今年度に30日以上欠席をさせないための「不登校問題対策」なのである。<sup>(4)</sup>

### (3) 「失われた十年」の背景

2つの不登校対策の違いを理解せず、事後的な「不登校児童生徒対応」の充実で「不登校児童生徒数」を大きく減少させられるかのように「誤解」し、一向に変わらない状況を目の当たりにしながらも、それは対応が未だ不十分だからと信じ続けられてきたのが、先にも触れた平成4年からの10年ほどの間、「失われた十年」とでも呼ぶべき期間である。それにしても、学校復帰できた数と新規に不登校になった数とを見比べれば、事後的な「不登校児童生徒対応」が劇的にうまくなされない限り、「不登校児童生徒数」が減ることはないことは、容易に予想できたはずである。学校現場や教育委員会は、なぜ、そうした点に気づけなかったのだろうか。

この点について、不登校になった児童生徒に直接に働きかける位置にいた学校関係者を責めるのは酷かも知れない。そもそも各学校レベルにおける不登校の出現数は、客観的な数字に基づいて分析できるほど多くはない。小学校で言うなら1校に1人か2人、中学校でも1学級に1人くらいという出現率では、よほど強い問題関心を持ってデータを蓄積しない限り、全体の傾向を掴むことはできない。そのうえ、数が少ないということは、個々の児童生徒の特殊事情も関係者の努力や苦勞もよく見えることを意味する。すると、不登校になる理由にも、学校復帰できない理由にも、簡単に納得しがちになる。担当者が熱心であるほど、目の前の子どもから距離を置いた見方ができにくくなり、事後的な「不登校児童生徒対応」中心の対策の限界には気づきにくくなる。

一方、全中学校の不登校生徒が60名を超える規模の自治体で不登校対策を講じる立場にあった者なら、「不登校児童生徒数」の動向も把握できたはずである。だから、数が減らない実態が見えて然るべきであったと言える。その時期、「不登校児童生徒数」は、毎年、着実に増え続けていたからである。しかし、この場合でも、前項で説明したような「不登校児童生徒数」の特徴を正しく理解していなければ、前年度の数字を前々年度と見比べ、その増減で一喜一憂する、数字が減った学校はよい取組を行ったと考える、といった「誤解」をしてきた可能性は高い。たとえば、ある中学校の不登校生徒の数が大きく減ったとしても、数字を精査しなければ、それが取組の効果と言えるかどうかは分からない。前述したとおり、3年生の不登校生徒が異常に多かった中学校の場合、取組の善し悪しにかかわらず、翌年度の不登校生徒数は減少して当然だからである。取組の効果を判断するには、総数ではなく個々の学年群（コホート cohort）の推移を比較する必要があるが、どれだけの教育委員会がそれを理解していたかは疑わしい。<sup>(5)</sup>

## 2. 「中1不登校調査」

平成15年8月に発表された『中1不登校調査（中間報告）』は、前節で見てきたような教育委員会や学校関係者の従来からの認識や知識、状況に対して一石を投じることになった。中学校1年生の不登校児童生徒数の出現実態を明らかにし、その減少には事後的な対応よりも不登校児童生徒の出現を抑える未然防止の対策が必要であること、すなわち「不登校になった児童生徒」を対象とした対応ではなく、「不登校になっていない児童生徒」や「不登校になる前の児童生徒」を対象とした対策が必要であることを指摘し、そのための具体的な対策例も提言した。しかも、翌年、翌々年と引き続き行われた調査では、同様の結果を再確認するとともに、提言に沿った一連の取組を行うことで不登校児童生徒数が減少することも実証し、そうした結果を紹介するパンフレットも平成16年と平成17年に作成された。

だが、こうした「中1不登校調査」の指摘を正しく受けとめて「不登校問題対策」に取り組んだ

教育委員会や学校ばかりではなかったらしいことは、前節までの議論からも明らかであろう。以下では、改めて「中1不登校生徒調査」について紹介・解説していくことにしよう。

## (1) 調査の目的

この調査は中学校1年生時の不登校生徒に焦点を絞ってなされている。その理由は、①不登校児童生徒数を減少させるには未然防止が不可欠なこと、②不登校の増加が著しいのは小学校6年生から中学校1年生にかけてであること、による。すなわち、小学校6年生から中学校1年生にかけての不登校増加のメカニズムが明らかになり、その未然防止に効果のある対策が見つかれば、不登校児童生徒数を減らすことができる。その際、全学年の不登校児童生徒の総数に着目して前年度と比較する分析では、不登校児童生徒の卒業に伴う「見せかけの減少」に惑わされ、実態の把握や分析、取組効果の検証を行うことは困難である。きちんとした比較を行うためには、たとえば平成13年度の中学1年生という同一コホートの前年度からの推移に着目した分析や対策が必要になるからである。そこで、1年次目(平成14年度)は、平成13年度の中学校1年生の不登校児童生徒の実態を把握するとともに、彼らの小学校4年生から6年生までの状況との関連を分析し、その結果を踏まえた未然防止の取組を提言することを目的として調査が行われた。そして、続く2年次目(平成15年度)と3年次目(平成16年度)は、提言された取組の未然防止の効果を検証するため、平成14年度と平成15年度の中学校1年生の不登校の実態を同様の仕方で把握するとともに、その差をもたらした取組を特定することを目的として調査が行われた。

## (2) 調査の内容と方法

平成14年に実施した「平成13年度中1不登校調査」では、中学校1年生時の不登校の実態を把握するため、平成13年度に不登校になった中学校1年生の生徒全員に関する「生徒調査」を実施した。その内容は以下に示す①～④の項目であり、回答者は各学校の不登校の担当者をお願いした。

- ①中学校1年生時の月別欠席状況
- ②小学校4年生時から6年生時の欠席状況
- ③不登校の態様(きっかけと継続の理由)
- ④当該生徒のおおまかな学力

①②については、いわゆる『問題行動調査』で「不登校」の扱いにならない「病気」や「その他」を理由とする長期欠席の日数、保健室や校長室などの学級以外の場所で授業を受けた、いわゆる別室登校の日数、遅刻や早退が目立つ場合にはその日数、についても調べた。③については、いわゆる『問題行動調査』の項目に準じた選択肢とし、複数回答とした。④については、調査票を記入した教師に判断を委ねた。なお、生徒調査と併せて、各学校の学級数・生徒数等を尋ねた基礎資料を入手した。学級規模等の影響について検討するためである。

また、平成15～16年度には、平成14年度と平成15年度の中学校1年生の不登校の実態を把握するため、上記と同じ「生徒調査」を実施するとともに、平成14年度と比較した平成15年度の中学1年生の不登校生徒数の増減に影響を及ぼした取組を特定するため、学校の取組状況について尋ねる「対策等実施状況調査」を実施した。その内容は以下に示す①～⑤の項目である。

- ①平成15年3月頃に本研究所から教育委員会を經由して各学校に提供された、平成13年度の中1不登校生徒に関する内部資料(調査結果や取組例等)<sup>(6)</sup>の認知及び活用状況
- ②平成15年度新中学校1年生の小学校4～6年生時の欠席状況の入手及び活用状況

- ③平成15年度1学期の取組状況
- ④平成15年度夏休みの取組状況
- ⑤平成15年8月下旬に発表された『中1不登校生徒調査（中間報告）』の認知及び活用状況

### (3) 調査の対象と時期

大阪府、岡山県、福岡県、宮崎県（以下、4「県」と表記）内の114市町村にある公立の全中学校に在籍する生徒のうち、不登校を理由として30日以上欠席をした1年生全員。基本的に100%の回収率と考えることができる。

- ・平成13年度「生徒調査」：平成14年12月に調査を依頼、1,633名（411校）の結果を回収。
- ・平成14年度「生徒調査」：平成15年7月に調査を依頼、1,445名（407校）の結果を回収。
- ・平成15年度「対策等実施状況調査」：平成16年1月に調査を依頼。
- ・平成15年度「生徒調査」：平成16年7月に調査を依頼、1,475名（408校）の結果を回収。

### (4) 「生徒調査」の集計手順

まず、小学校4～6年生時の欠席日数と保健室等登校の日数を単純に加算する。また、遅刻早退の日数が報告されている場合には、それを半日分の欠席として加算する。これは、理由の如何を問わず、長期の欠席や頻繁な遅刻早退は、「不登校」による長期欠席と同様、学校生活への適応にマイナスに働くと考えられるためである。

次に、その数字に基づき、各学年の状況を以下のように分類する。

区 分	小学校4～6年の各学年の状況
不登校相当	欠席日数+別室登校等日数+（遅刻早退日数÷2）=30日以上
準不登校	欠席日数+別室登校等日数+（遅刻早退日数÷2）=15日以上30日未満

さらに、各学年の状況から、小学校時の状況（以下「小学校状況」）を以下のように分類する。

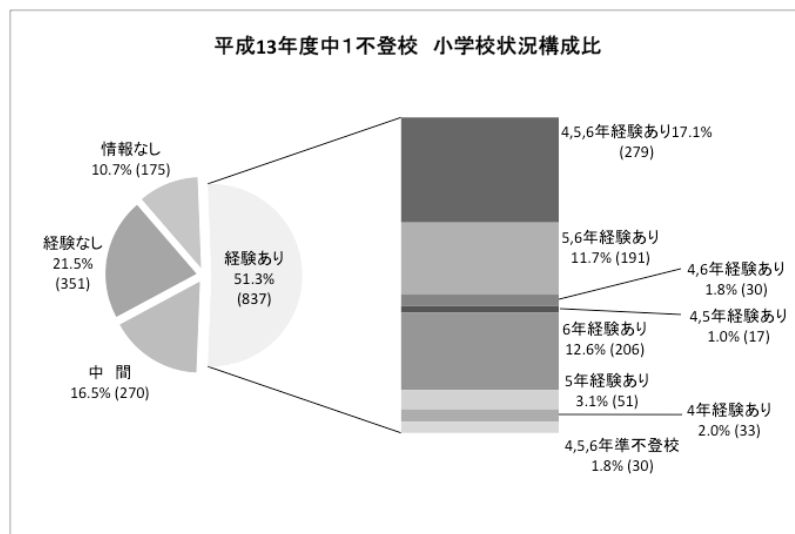
区 分	小学校4～6年生の3年間の状況
経験あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年間の間に一度でも「不登校相当」に該当した</li> <li>・3年間とも「準不登校」に該当した</li> </ul>
経験なし	・3年間とも「不登校相当」「準不登校」のいずれにも該当しなかった
情報なし	・小学校時の情報がない
中 間	・上のいずれにも該当しない

### (5) 「生徒調査」から得られた主たる知見

平成13年度の「生徒調査」によって得られた知見の中で、とりわけ重要なものが二つある。その一つは、小学校から中学校にかけての不登校の増加傾向が、従来考えられていたものよりも、ずっと小さいという点である。いわゆる『問題行動調査』で示されてきた数字からは、都道府県によって差は見られるものの、中学校の不登校生徒数は小学校の不登校児童数の5～6倍（6年間と3年間の在籍期間を考慮するなら10～12倍相当）、中学校1年生の不登校生徒数は直近の小学校6年生の不登校児童数の2倍から3倍と考えられてきた。いずれにしても、小学校から中学校に移行する段階で大幅に数字が増える形になっており、いわゆる「中1ギャップ」等として問題視されたり、中学校に問題がある証拠と見なされたりしてきた。

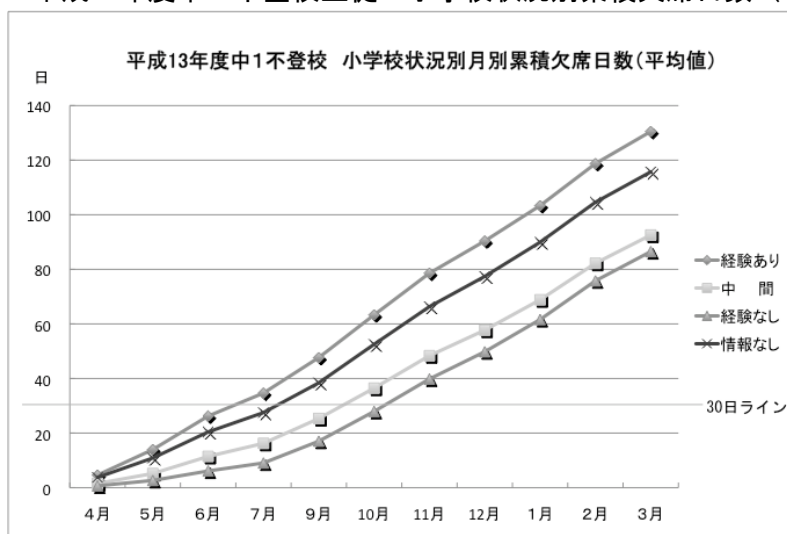
ところが、「生徒調査」の結果からは、小学校と中学校のギャップは1.3倍から2倍程度であることが明らかになった。図1から分かるとおり、平成13年度の中学校1年生の不登校生徒のうち、半数以上の51.3%は小学校状況が「経験あり」群、すなわち小学校4～6年生の間に1回以上は30日以上の欠席に匹敵する「不登校相当」の経験があった生徒である。この数字だけで考えても、中学校1年生になった時点では2倍にしか増えないことがわかる。反対に、明らかにそうした経験がなかった「経験なし」群は21.5%に過ぎず、残る3割近くはなにかがしかの兆候を示していた生徒と考えられる。そうしたグレーゾーンを「経験あり」群に近いと判断するなら、小学校と中学校の間にあるとされるギャップも1.3倍程度の増加でしかないと考えられることさえできる。(7)

図1 平成13年度中1不登校生徒 小学校状況別構成比



さて、平成13年度の「生徒調査」によるもう一つの重要な知見は、こうした「経験あり」群と「経験なし」群の間には、中学校1年生時の休み方に大きな差があるということであった。図2に示したのは、各群の月別平均欠席日数を累積的に示したものである。ここから分かるとおり、「経験あり」群の場合には、4月から欠席が目立ち始め、5月以降、その傾向は増加し、7月には30日を超える。それに対して、「経験なし」群の場合は、1学期の間は「経験あり」群の半分以下の欠席日数にとどまり、欠席が目立ち始めるのは9月以降からである。違う形で集計してみると、「経験あり群」の半数が7月時点で30日以上欠席に至るのに対し、同じ時期に30日以上欠席する「経験なし」群は1割に満たない。つまり、未然防止の効果という点から言うと、「経験あり」群に対しては1学期当初からの対応にこそ意味があり、夏休みに入ってから対応では既に半分が手遅れということになってしまう。ところが、「経験なし」群に対しては、遅くとも夏休みに入る前までにきちんとした対応を講じていけば、未然防止としての効果を十分に期待できる。しかも、この休み方の傾向は、不登校の「きっかけ」や「継続理由」によって変わることはない。だから、「きっかけ」や「継続理由」の判断に自信が持てなくとも、対応を開始すべき適切な時期は判断できる。要するに、小学校時の時に欠席が多かったかどうかという情報だけで、中学校1年生を不登校にさせない未然防止の対策が適切に取れるのである。

図2 平成13年度中1不登校生徒 小学校状況別累積欠席日数（平均値）



## (6) 提言された対策

この他にも、「経験なし」群の生徒には低学力の者が多い、などの知見も踏まえ、未然防止に有効と考えられる対策の素案がまとめられた。そして、平成15年2月には、調査に協力してくれた4県に対してこの素案を提示し、平成15年度の取組に反映してもらえるように配慮した。これにより、対策例の効果の検証も可能にした。ちなみに、この素案の内容を広く普及するべくまとめられたのが、平成15年8月公表の『中1不登校生徒調査（中間報告）』である。

以下に示したのは中学校の対策例の概要であるが、小学校についても同様の取組が提言された。

### ①基礎的情報の収集と分類

- 1) 新中学1年生の全生徒について、小学校4～6年生時の欠席状況を入手する（3月末）
  - 2) 「経験あり」群、「経験なし」群等の分類を行っておく（4月初め）
- ※「不登校」以外の欠席や「別室登校」についても知らせてもらう。

### ②対人関係への配慮

- 1) 学級編成を工夫する（4月初め）
  - 2) 学級開きでゲーム等も交えた自己紹介を行う（4月初め）
- ※「経験あり」群、「経験なし」群を考慮して、学級編成や学級担任を決定する。

### ③チームによる対応

- 1) 「経験あり」群の場合、早期に（たとえば、累積欠席日数が2日になった時点で）対応チーム（生徒指導主事、養護教諭、学級担任、スクールカウンセラー等）を発足させる
  - 2) 本人や保護者との対応、その反応等を記した個人記録票を作成する
  - 3) スクールカウンセラー等による見立て（情緒的混乱か否か）を行い、それに応じて適切な対応責任者を決定する
  - 4) 週に1回程度のチーム会議を行う
- ※状況判断、とるべき対応、その頻度、等を学級担任等の個人まかせにしない仕組みをつくとともに、客観的な事実関係（記録）に基づいて対策を講じる。

### ④対人関係の改善

- 1) 苦手意識を克服させる



2) 自己有用感・自己存在感を獲得させる

※学級という単位にこだわることなく、異学年や小学生との交流、職場体験等も利用する。

#### ⑤学習面の改善

1) 「分かる」授業を実施する

2) 習熟度別・少人数の授業を実施する

※「分かる」という充実感や達成感を与え、基礎・基本を確実に身につけさせる。

#### ⑥夏期休業中の取組

1) 欠席が目立つ生徒に教育相談等を行う

2) 学業不振の生徒に補習授業を行う

※夏季休業前から計画し、ゆとりを持って実施する。

この対策例が従来の一般的な予防策と大きく異なるのは、(1)前年度までの欠席情報に基づいて子どもを「経験あり」群と「経験なし」群に分け、対象者に応じた具体的な取組を提示した、(2)欠席者への対応が不徹底になったり、中断したり、独善的になったりしないよう、チーム対応の具体的な在り方を提案した、(3)教師が子どもに寄り添えば問題が解消するかなのような個々の教師の努力を促す提案ではなく、子どもに身に付けさせるべき能力、子どもが育むべき能力を明示し、それらを獲得させるのが学校の責任であり、学校全体で計画的に取り組むべきこととの視点を提示した、ことにある。

### (7) 提言された対策例の有効性

では、前項で示したような未然防止の対策に取り組むことで、実際に中学校1年生の不登校は減るのだろうか。それを検証できるように引き続き行われたのが、平成14年度と15年度の「中1不登校調査」(平成15～16年度に実施)である。平成15年度に実施された取組によって、平成15年度の中学1年生の不登校生徒数は平成14年度の数よりも減ったのかどうか。減ったとすれば「経験あり」群が減ったのか、「経験なし」群が減ったのか。各学校単位で中学校1年生の不登校生徒数の増減と実際に行われた取組との関連を確かめたところ、以下のような点が明らかになった。<sup>(8)</sup>

①提言された対策例に沿って一連の対応(特に、前項の①～③)に取り組んだ学校の多くが、中1の不登校生徒数を大きく減らす、少ない数字を維持する、などの成果をあげた。

②一連の対応の中から断片的にいくつかの対応を行うだけ(たとえば、前項の③-1や③-3のみといった具合)にとどまった学校の多くが、中1の不登校生徒数を減らすことができず、必ずしも成果をあげなかった。

③「経験あり」群を大きく減らした学校でも、「経験なし」群向けの対応(前項の⑤や⑥-2など)を欠いた場合、「経験なし」群の不登校が増える(あるいは、減らない)ことがあった。

このように、提言された対策例に沿って一連の未然防止に取り組むことで、中学校1年生の不登校生徒数を減らすことができることが裏付けられた。

## 3. 「中1不登校調査」がもたらした変化

「中1不登校調査」をきっかけに、未然防止の取組、それも小学校段階から始めていく未然防止の取組が、いくつかの都道府県や市町村で始められた。さらに、そうした未然防止に取り組む中から生まれてきた発展型として、小学校に対するソーシャルワーカーの派遣という対策を挙げること

もできよう。それは、不登校になった児童生徒に対する対応を中心としたスクールカウンセラーの派遣という事後対応の発想ではなく、小学校段階からの未然防止を積極的に推し進めるためには家庭に対する直接的な支援が必要という未然防止の発想であり、その究極の形もと言える。

実際、この「中1不登校調査」に協力するなど、一足早く未然防止の意識を高めていた大阪府では、平成13年度の11,738名から14年度には11,160名、そして、15年度に10,705名、16年度に10,561名、17年度に10,129名、18年度に9,456名と着実に数を減らし、平成19年度には9,143名に至っている。全国レベルの不登校児童生徒数が増加に転じた平成18年度や19年度も含め、一貫して不登校児童生徒数を減少させることに成功しているのである。

また、東海地方のある市では、平成19年度に「中1不登校調査」の提案に従った取組を行うことにより、不登校児童生徒数を前年度の106名から85名へと大きく減らした。平成17年度小6の不登校数2名が平成18年度中1では15名増の17名となったのに対し、平成18年度小6の不登校数7名は平成19年度中1では5名増の12名にとどまったことに象徴されているとおり、学年進行に連れて増えるのが当然であったかのような傾向を改善することで、不登校児童生徒数を減らしたのである。

その一方で、全国で最下位を争うほどに不登校児童生徒数の割合の高い県がまとめた緊急提言には、「未然防止」の言葉こそ踊ってはいるものの、その中身は10年前と変わらない一般論に終始している。不登校数が多い背景の分析では、前年度から継続している児童生徒の割合が全国的には下がっているにもかかわらず、その県では増加しているとの実態を示しているながら、具体的に「経験あり」群と「経験なし」群に分けた取組等が提案されるわけでもなければ、事後的な対応と未然防止の対策を区別して取り組ませる視点も見られない。

## おわりに

本稿のねらいは、冒頭にも示したとおり、「中1不登校調査」の意味を再考することを通して、都道府県や市町村、学校に対して、改めて未然防止の取組を促すことにある。事後的な「不登校児童生徒対応」は大切なことであるが、それは不登校になった児童生徒のために行われるもので、不登校児童生徒数を減少させるためのものではない。実際、そうした効果が乏しいことは、この数年の間に不登校児童生徒数が再び増加に転じたところほど、強く実感しているのではないだろうか。本稿をきっかけに、改めて「中1不登校調査」の提言を受けとめ直し、未然防止のための「不登校問題対策」に自覚的に取り組む都道府県、市町村、学校が増えることを願ってやまない。

## 注

- (1) 都道府県等をリードする立場にある国レベルの対応を見ても（平成4年報告を受けた平成4年9月の文部省初等中等教育局長通知「登校拒否問題への対応について」）、学校の取組については予防的対応に言及しているものの、都道府県及び市町村教育委員会の取組については不登校児童生徒への対応が中心である。また、平成9年4月発行の『生徒指導資料第22集』でも、たとえば第1章冒頭においては「登校拒否は特定の児童生徒の問題ではなく、どの児童生徒にも起こり得るものであり、学校における予防的対応を重視すべきである」と「予防的」の語を用いつつも、「ここにいう、登校拒否の予防的対応とは、学校が特別な教育活動を実施するというものではなく、児童生徒の健全な育成を願って日常の指導をより人間味豊かなものにしていくことである」と一般論の域を出ない。この資料全体を見ても、不登校児童生徒への対応は詳細かつ具体的に示されているが、予防的な取組については不登校に特化しない一般的で具体性の乏しい記述に終始している。

- (2) 「スクールカウンセラーの増員で不登校を減らせると考えて施策を進めたが、それは間違いだった」と話を初めて聞いたのは、平成11年の12月、某県の指導主事からであった。同様の話を、平成20年の1年間だけで、複数の市の教育長から聞く機会があった。筆者は、スクールカウンセラーの役割や効用、関連事業の必要性を否定するつもりはない。しかし、それが不登校の大幅な減少をもたらすかのような「誤解」に近い認識は、正しく改められる必要があると考えている。
- (3) よくある誤解だが、たとえ前年度に全欠状態にあった不登校児童生徒で、今年度も4月当初から欠席していたとしても、欠席日数が30日を超えていない段階では不登校児童生徒ではない。彼らが30日未満の欠席にとどまるようにする働きかけは、今年度の不登校児童生徒数を抑える未然防止策の一つに他ならない。もちろん、30日を超える前後からの対応は未然防止策にはならない。心理的なケアを行うにしても、より早い段階から未然防止の観点によって行うことが効果的と言える。
- (4) 「不登校児童対応」と「不登校問題対策」を明確に区別して考える必要があるのは、同じ「失業者」に関する対策でも、失業者を救済するための「雇用対策」と失業者を生まないための「景気対策」を区別すべきであるのと似ていよう。「景気対策」が進むことで「雇用対策」が不要になることはあるが、いくら「雇用対策」が進んでも「景気対策」が不要になるとは限らない。この両者が別次元の問題として論じられるべきであると同様、同じ「不登校」という共通点だけで「不登校児童対応」と「不登校問題対策」を混同して論じてはならない。
- (5) 「中1不登校調査」の公表後に筆者が教育委員会を訪問した際、前年度と前々年度の不登校児童生徒数のデータを出してもらい、前年度の中1と前々年度の小6というように同一コホート間で不登校児童生徒数の推移をチェックして見せた時、そうした比較の方法や意味を初めて理解したというところが何カ所もあった。それを考えれば、マスコミ報道に振り回され、何も考えずに数字の増減に一喜一憂していただけた自治体は、日本全国に数多くあったものと推察できよう。
- (6) 平成15年8月に発表された『中1不登校生徒調査（中間報告）』の素案に当たる資料。
- (7) ちなみに、こうした割合は、平成14年度、平成15年度の結果でもほぼ同様で、「経験あり」群は中学校1年生で不登校になった生徒の半数を占め、「経験なし」群は25%前後である。
- (8) 地域の影響を除外するため、同一市町内の学校間の差を検討した。詳細なデータについては、紙数の関係で省略する。

## 参考文献

- 不登校問題に関する調査研究協力者会議『今後の不登校への対応のあり方について（報告）』文部科学省、2003年
- 学校不適応対策調査研究協力者会議『登校拒否（不登校）問題について』文部省、1992年
- 国立教育政策研究所生徒指導研究センター『中1不登校生徒調査（中間報告）[平成14年12月実施分]-不登校の未然防止に取り組むために-』2003年
- 国立教育政策研究所生徒指導研究センター『不登校の未然防止に取り組むために -中1不登校生徒調査から分かったこと-』2004年
- 国立教育政策研究所生徒指導研究センター『中1不登校の未然防止に取り組むために -平成13-15年度「中1不登校生徒調査」から-』2005年
- 文部省『生徒指導資料第22集 登校拒否問題への取組について -小学校・中学校編-』2001年
- 文部科学省『生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について』2002年度版～2009年度版
- 大阪府『不登校の未然防止に向けて ～複数の目で見守るシステム～』2006年
- 大阪府『S S W（スクールソーシャルワーカー）配置小学校における活動と地区での活用ガイド』2006年

（受理日：平成21年3月4日）